福知山市
Fukuchiyama City

おくやみ ハンドブック

死亡届に伴う手続きの御案内

ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。
福知山市では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。
このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

福知山市役所　０７７３-２２-６１１１（代表）

事前準備について

福知山市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。
まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。
相続人について、ご不明な点がございましたら、お問合せください。

STEP 3 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 4 ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、福知山市役所へお越しください。

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- □ **来庁される方の本人確認書類**（下記「本人確認書類について」参照）
- □ **預貯金通帳**（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- □ **基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳、年金証書、基礎年金番号通知書など）**
- □ **国民健康保険資格確認書等、後期高齢者医療資格確認書等**

※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書等
※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
※加入者が亡くなられると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）

- □ **介護保険被保険者証**
- □ **京都子育て支援・ふくふく医療費受給者証**
- □ **福祉医療費受給者証（障害・ひとり親・老人）**
- □ **身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証（精神通院）**

本人確認書類について

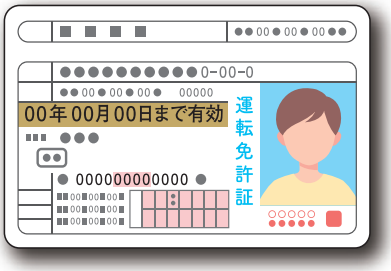
- □ **１点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）**

運転免許証、運転経歴証明書（平成２４年４月１日以降のもの）、パスポート、
マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書　など

- □ **２点で本人確認できる書類**

健康保険・後期高齢者医療の資格確認書等、
介護保険の被保険者証、医療受給者証、
各種年金手帳、基礎年金番号通知書、学生証　など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な方が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3か月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き （36 ページ参照） ○遺言書の調査・検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認	（37 ページ参照）
4か月以内			○所得税の準確定申告 （38 ページ参照）
10か月以内		○遺産分割協議 （37 ページ参照） ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告・納付 （38 ページ参照） ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

福知山市で必要な手続きについては７ページから、窓口・問合せ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

MEMO

死亡に伴う各種手続きチェックリスト（該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください）

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	□	マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っていた	P.7
	□	印鑑登録をしていた	
	□	特別永住者証明書又は特定特別永住者証明書を持っていた	P.8
年金	□	国民年金に加入又は受給していた	P.9
	□	厚生年金に加入又は受給していた	P.10
	□	共済年金に加入又は受給していた	
	□	加入又は受給していた年金が分からない	P.11
	□	農業者年金を受給していた	
保険	□	国民健康保険に加入していた	P.12
	□	後期高齢者医療保険に加入していた	P.14
	□	福祉医療費受給者証（老人）を持っていた	P.15
	□	重度心身障害老人健康管理事業対象者証を持っていた	
介護保険	□	福知山市の被保険者であった	P.16
障害者福祉	□	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されていた	P.17
	□	福祉医療費受給者証（障害）を持っていた	
	□	自立支援医療受給者証（精神通院）を持っていた	P.18

区分	☑	該当事項	詳細ページ
障害者福祉	□	障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当を受給していた	P.18
	□	心身障害者扶養共済制度に加入していた	P.19
税金	□	市税の納付が済んでいない	P.21
	□	市民税が課税されていた	P.22
	□	固定資産を持っていた（所有権移転登記が済んでいない）	P.23
	□	原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた	P.24
こども	□	京都子育て支援・ふくふく医療費受給者証を持っていた	P.26
	□	福祉医療費受給者証（ひとり親）を持っていた	
	□	児童手当を受給していた	P.27
	□	児童扶養手当を受給していた	
	□	養育医療券を交付されていた	P.28
	□	特別児童扶養手当を受給していた	P.29
市営住宅	□	市営住宅に住んでいた	P.30
農地・森林	□	農地を所有していた	P.31
	□	森林の土地を所有していた	
上下水道	□	上下水道を使用していた	P.32

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っていた

手続き　カードの返却

手続き詳細	期　限
亡くなられた方がマイナンバーカード、又は個人番号通知カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 マイナンバーカードを返却してください。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返却後ご確認いただくことができなくなります。全てのお手続きが完了してからご返却いただくか、番号を控えておくことをお勧めします。	なし **手続き可能な方** どなたでも可
必要なもの	**問合せ先**
□ 亡くなられた方のマイナンバーカード、個人番号通知カード	市民課窓口係 ☎ 0773-48-9224

印鑑登録をしていた

手続き　印鑑登録証（カード）の返却又は破棄

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、破棄してください。	なし **手続き可能な方** どなたでも可
必要なもの	**問合せ先**
□ 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課窓口係 ☎ 0773-24-7014

特別永住者証明書又は特定特別永住者証明書を持っていた

手続き　特別永住者証明書又は特定特別永住者証明書の返却

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の特別永住者証明書又は特定特別永住者証明書は市役所に返却が必要です。	速やかに
	手続き可能な方
	どなたでも可
必要なもの	**問合せ先**
□ 亡くなられた方の特別永住者証明書又は特定特別永住者証明書	市民課窓口係 ☎ 0773-24-7014

MEMO

2．年金に関する手続き

国民年金に加入又は受給していた

手続き　必要な手続きの確認

手続き詳細

亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。

亡くなられた方の基礎年金番号が分かるものなどを準備の上、必要な手続きをご確認ください。

※受給していた年金が、遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、保険年金課国民年金係へお越しください。
老齢基礎年金の場合は、日本年金機構にご確認ください。

【必要な手続き（例）】

・遺族基礎年金
・寡婦年金
・未支給年金
・死亡一時金　他

〇保険年金課国民年金係へお越しの場合は、日本年金機構に手続き内容を電話確認する必要があるため、開庁日の８時30分から17時までに来庁してください。

期　限

【遺族基礎年金、寡婦年金】
亡くなられた日の翌日から5 年以内

【未支給年金】
亡くなられた方の年金の支払日の翌月の初日から5 年以内

【死亡一時金】
亡くなられた日の翌日から2 年以内

手続き可能な方

ご遺族の方

必要なもの

【来庁時】

□ 亡くなられた方の年金証書、年金手帳、死亡診断書などの確認書類

□ 来庁される方のマイナンバーカード、運転免許証などの確認書類

【手続き時】

手続きの内容により異なりますので、まずは、窓口でご相談ください。

問合せ先

保険年金課国民年金係
☎ 0773-24-7057

厚生年金に加入又は受給していた

手続き　必要な手続きの確認

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるものなどを準備の上、必要な手続きをご確認ください。 ※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金を受給していた場合は、日本年金機構にご確認ください。 【必要な手続き（例）】 ・遺族厚生年金 ・未支給年金　他	【遺族厚生年金】 亡くなられた日の翌日から5 年以内 【未支給年金】 亡くなられた方の年金の支払日の翌月の初日から5 年以内
	手続き可能な方
	ご遺族の方
必要なもの	**問合せ先**
□ 亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるもの	日本年金機構 舞鶴年金事務所 ☎ 0773-78-1165 その他、各地の年金事務所

共済年金に加入又は受給していた

手続き　必要な手続きの確認

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるものなどを準備の上、必要な手続きをご確認ください。 【必要な手続き（例）】 ・遺族共済年金 ・未支給年金　他	【遺族共済年金】 亡くなられた日の翌日から5 年以内 【未支給年金】 亡くなられた方の年金の支払日の翌月の初日から5 年以内
	手続き可能な方
	ご遺族の方
必要なもの	**問合せ先**
□ 亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるもの	各共済組合

2. 年金に関する手続き

加入又は受給していた年金が分からない

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金が分からないときは、亡くなられた方の基礎年金番号が分かるものなどを準備の上、保険年金課国民年金係へお越しいただくか、日本年金機構に必要な手続きをご確認ください。 ○保険年金課国民年金係へお越しの場合は、日本年金機構に手続き内容を電話確認する必要があるため、開庁日の8時30分から17時までに来庁してください。	速やかに **手続き可能な方** ご遺族の方
必要なもの	**問合せ先**
【来庁時】 □ 亡くなられた方の年金証書、年金手帳、死亡診断書などの確認書類 □ 来庁される方のマイナンバーカード、運転免許証などの確認書類 【手続き時】 手続きの内容により異なりますので、まずは、窓口でご相談ください。	保険年金課国民年金係 ☎ 0773-24-7057 日本年金機構 舞鶴年金事務所 ☎ 0773-78-1165 その他、各地の年金事務所

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期　限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	速やかに **手続き可能な方** ご遺族の方
必要なもの	**問合せ先**
□ 農業者年金証書 □ 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、又は除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	農業委員会事務局 ☎ 0773-24-7046

3. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 資格確認書の返却

手続き詳細	期　限
被保険者が亡くなられたときは、不正使用などを防ぐために資格確認書を回収します。	亡くなられた日から 14日以内
	手続き可能な方
	どなたでも可
必要なもの	**問合せ先**
□ 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書	保険年金課国保係 ☎ 0773-24-7015／7019

手続き② 葬祭費の支給申請

手続き詳細	期　限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。 ※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合の埋葬料か国民健康保険の葬祭費のいずれかを選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2 年間
	手続き可能な方
	葬祭執行者
必要なもの	**問合せ先**
□ 葬祭執行者の通帳 □ 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書）	保険年金課国保係 ☎ 0773-24-7015／7019

3. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き③ 高額療養費の支給申請

手続き詳細	期　限
生前の医療費が一定額を超えており、被保険者が高額療養費の支給前に亡くなられた場合に、高額療養費の支給申請ができます。	2 年以内
	手続き可能な方
	相続人
必要なもの	**問合せ先**
世帯状況などにより必要書類が異なります。詳しくは窓口にお問合せください。	保険年金課国保係 ☎ 0773-24-7015／7019

手続き④ 保険料相続人代表者指定届出書の提出

手続き詳細	期　限
お亡くなり後に市から送付する国民健康保険料変更通知や還付通知などを、相続人を代表して受け取る方を指定していただきます。	約 2 週間以内
	手続き可能な方
	相続人
必要なもの	**問合せ先**
世帯状況などにより、戸籍謄本の写しや遺言書の写しなどが必要な場合があります。詳しくは窓口にお問合せください。	保険年金課国保係 ☎ 0773-24-7015／7019

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 資格確認書の返却

手続き詳細	期　限
被保険者が亡くなられたときは、不正使用などを防ぐために資格確認書を回収します。	亡くなられた日から 14日以内
	手続き可能な方
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
□ 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書	保険年金課高齢者医療係 ☎ 0773-24-7018

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期　限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2 年間
	手続き可能な方
	葬祭執行者
必要なもの	問合せ先
□ 葬祭執行者の通帳 □ 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書）	保険年金課高齢者医療係 ☎ 0773-24-7018

手続き③ 保険料相続人代表者指定届出書の提出

手続き詳細	期　限
お亡くなり後に市から送付する後期高齢者医療保険料変更通知や還付通知などを、相続人を代表して受け取る方を指定していただきます。	約 2 週間以内
	手続き可能な方
	相続人
必要なもの	問合せ先
世帯状況などにより必要書類が異なります。詳しくは窓口にお問合せください。	保険年金課高齢者医療係 ☎ 0773-24-7018

3. 保険に関する手続き

福祉医療費受給者証（老人）を持っていた

手続き 福祉医療費受給者証（老人）の返却

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の福祉医療費受給者証（老人）は市役所に返却が必要です。	速やかに
	手続き可能な方
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
□ 福祉医療費受給者証（老人）	保険年金課高齢者医療係 ☎ 0773-24-7018

重度心身障害老人健康管理事業対象者証を持っていた

手続き 重度心身障害老人健康管理事業対象者証の返却

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の重度心身障害老人健康管理事業対象者証は市役所に返却が必要です。	速やかに
	手続き可能な方
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
□ 重度心身障害老人健康管理事業対象者証	保険年金課高齢者医療係 ☎ 0773-24-7018

4. 介護保険に関する手続き

福知山市の被保険者であった

手続き 証書の返却又は破棄

手続き詳細	期　限
介護保険被保険者証を返却又は破棄してください。介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合は返却又は破棄してください。	亡くなられた日から 14日以内
	手続き可能な方
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
□ 介護保険被保険者証 □ 介護保険負担割合証 □ 介護保険負担限度額認定証	高齢者福祉課介護保険係 ☎ 0773-24-7013

MEMO

5. 障害者福祉に関する手続き

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	速やかに
	手続き可能な方
	どなたでも可
必要なもの	**問合せ先**
□ 亡くなられた方の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 □ 来庁者の本人確認書類	障害者福祉課障害者福祉係 ☎ 0773-24-7017

福祉医療費受給者証（障害）を持っていた

手続き 福祉医療費受給者証（障害）の返納

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の福祉医療費受給者証（障害）は市役所に返納が必要です。	速やかに
	手続き可能な方
	どなたでも可
必要なもの	**問合せ先**
□ 福祉医療費受給者証（障害） □ 来庁者の本人確認書類	障害者福祉課障害者福祉係 ☎ 0773-24-7017

自立支援医療受給者証（精神通院）を持っていた

手続き　自立支援医療受給者証（精神通院）の返納

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の自立支援医療受給者証（精神通院）は市役所に返納が必要です。	速やかに
	手続き可能な方
	どなたでも可
必要なもの	**問合せ先**
□ 自立支援医療受給者証（精神通院） □ 来庁者の本人確認書類	障害者福祉課障害者福祉係 ☎ 0773-24-7017

障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当を受給していた

手続き　障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当の資格喪失届の提出（未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当請求書の提出）

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当を受給していた場合、死亡日をもって資格喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な方
	親族
必要なもの	**問合せ先**
□ 来庁者の本人確認書類 □ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の分かるもの	障害者福祉課障害者福祉係 ☎ 0773-24-7017

5. 障害者福祉に関する手続き

心身障害者扶養共済制度に加入していた

【加入者が亡くなられた場合】

手続き 必要書類の提出

手続き詳細	期　限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な方
	年金を受給する方又は、給付金管理者
必要なもの	**問合せ先**
加入状況によって手続きが異なります。 障害者福祉課までお問合せください。	障害者福祉課障害者福祉係 ☎ 0773-24-7017

【給付金管理者が亡くなられた場合】

手続き 必要書類の提出

手続き詳細	期　限
給付金管理者が亡くなられた場合、給付金管理者の変更又は廃止の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な方
	親族など
必要なもの	**問合せ先**
加入状況によって手続きが異なります。 障害者福祉課までお問合せください。	障害者福祉課障害者福祉係 ☎ 0773-24-7017

【障害のある方が亡くなられた場合】

手続き　必要書類の提出

手続き詳細

【年金の受給を予定していた方が亡くなられた場合】

1年以上加入した後、掛金を支払っておられる方の生存中に年金の受給予定者が亡くなられた場合、弔慰金を受給することができます。その場合は、手続きが必要です。

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

死亡届の提出が必要です。年金は受給していた方が死亡された月分まで支給されます。

期　限

速やかに

手続き可能な方

【年金の受給を予定していた方が亡くなられた場合】

加入者又は、給付金管理者

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

給付金管理者、親族

必要なもの

【年金の受給を予定していた方が亡くなられた場合】

□ 死亡・重度障害届書
□ 加入証書又は口数追加証書
□ 障害のある方の住民票除票の原本

＜弔慰金請求の場合＞

□ 弔慰金請求書
□ 加入者の住民票記載事項証明書
□ 振込先口座の通帳のコピー

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

□ 死亡・重度障害届書
□ 障害のある方の住民票除票の原本（京都府内の方は不要）
□ 給付金証書

問合せ先

障害者福祉課障害者福祉係
☎ 0773-24-7017

6. 税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が、亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納付書により納付をしてください。	納税通知書に記載の納期限まで
	手続き可能な方
	相続人
必要なもの	**問合せ先**
納付書	税務課市民税係 ☎ 0773-24-7024 税務課資産税係 ☎ 0773-24-7025

手続き② 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が口座振替を利用されていた場合は、窓口又は電話にて口座振替の停止を申し出てください。	速やかに
	手続き可能な方
	相続人など
必要なもの	**問合せ先**
なし	税務課市民税係 ☎ 0773-24-7024 税務課資産税係 ☎ 0773-24-7025

市民税が課税されていた

手続き　相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が市税の納税義務者であった場合、相続人の代表者に市税に関する書類を送付させていただくことになります。 相続人のうちで代表者になる方など、「相続人代表者指定（変更）届出書」に必要事項を記入して提出してください。 ※「相続人代表者指定（変更）届出書」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。 ※他の課で提出された場合は、不要となる場合があります。	速やかに
	手続き可能な方
	相続人
必要なもの	**問合せ先**
□ 世帯の状況などにより相続人であることが分かる書類（戸籍謄本など）が必要な場合があります。 □ 窓口に来られた方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）	税務課市民税係 ☎ 0773-24-7024

MEMO

6. 税金に関する手続き

固定資産を持っていた（所有権移転登記が済んでいない）

手続き① 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細

亡くなられた方が市税の納税義務者であった場合、相続人の代表者に市税に関する書類を送付させていただくことになります。

相続人のうちで代表者になる方など、「相続人代表者指定（変更）届出書」に必要事項を記入して提出してください。

※「相続人代表者指定（変更）届出書」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。

※相続人が相続放棄をされた場合、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。

※他の課で提出された場合は、不要となる場合があります。

期　限

速やかに

手続き可能な方

相続人

必要なもの

□ 世帯の状況などにより相続人であることが分かる書類（戸籍謄本など）が必要な場合があります。

□ 窓口に来られた方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

問合せ先

税務課資産税係
☎ 0773-24-7025

手続き② 未登記家屋を所有していた

手続き詳細

亡くなられた方が未登記家屋を所有されている場合、名義変更が必要です。

期　限

速やかに

手続き可能な方

どなたでも可

必要なもの

□ 家屋所有者変更届出書

□ 納税通知書又は相続人であることが分かる書類(戸籍謄本など)

問合せ先

税務課資産税係
☎ 0773-24-7025

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返却）の手続きをしてください。	亡くなられた日から30日以内
必要なもの	**手続き可能な方**
□ ナンバープレート □ 標識交付証明書 □ 手続者の本人確認書類 □ 相続人以外の方が手続きする場合のみ：相続人からの廃車に関する委任状	①相続人 ②相続人の代理人
	問合せ先
	税務課市民税係 ☎ 0773-24-7024

MEMO

6. 税金に関する手続き

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問合せください。	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	**手続き可能な方**
□ 標識交付証明書 □ 手続者の本人確認書類 □ 相続人以外の方が手続きする場合のみ：相続人からの名義変更に関する委任状	①相続人 ②相続人の代理人
	問合せ先
	税務課市民税係 ☎ 0773-24-7024

MEMO

7. こどもに関する手続き

京都子育て支援・ふくふく医療費受給者証を持っていた

手続き 京都子育て支援・ふくふく医療費受給者証の返却

手続き詳細	期　限
京都子育て支援・ふくふく医療費受給者証を交付していた児童が亡くなられた場合、その児童の受給券は死亡日をもって失効となりますので、返却又は破棄してください。 なお、手続きは各支所でも受け付けています。	速やかに
	手続き可能な方
	児童の保護者
必要なもの	**問合せ先**
□ 京都子育て支援・ふくふく医療費受給者証 □ 手続きを行う方の本人確認書類	こども福祉課こども福祉係 ☎ 0773-24-7011

福祉医療費受給者証（ひとり親）を持っていた

手続き 福祉医療費受給者証（ひとり親）の返却

手続き詳細	期　限
福祉医療費受給者証（ひとり親）を交付していた方が亡くなられた場合、その受給券は死亡日をもって失効となりますので、返却又は破棄してください。	速やかに
	手続き可能な方
	【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなられた場合】 ご家族の方
必要なもの	**問合せ先**
□ 福祉医療費受給者証（ひとり親） □ 手続きを行う方の本人確認書類	こども福祉課こども福祉係 ☎ 0773-24-7011

7. こどもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給者変更手続き

手続き詳細	期　限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払いの児童手当及び受給者の変更につき、手続きが必要となります。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	**手続き可能な方**
【受給予定者の場合】 □ 金融機関の通帳又はキャッシュカード □ 本人確認書類 【未支払いの手当がある場合】 □ 対象児童名義の通帳又はキャッシュカード ※ 受給年度の1月1日に海外にお住まいであった場合、別途戸籍の附票が必要となります。	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方 **問合せ先** こども福祉課こども福祉係 ☎ 0773-24-7011

児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者死亡届提出

手続き詳細	期　限
受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当がある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。	14日以内 **手続き可能な方** 親族など
必要なもの	**問合せ先**
□ 手続きを行う方の本人確認書類 □ 未支払いの手当がある場合、対象児童の振込口座の通帳の写し	こども福祉課こども福祉係 ☎ 0773-24-7011

養育医療券を交付されていた

手続き　受給券の返却

手続き詳細	期　限
養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返却又は破棄してください。	速やかに
	手続き可能な方
	乳児の保護者
必要なもの	**問合せ先**
□ 乳児の養育医療券 □ 手続きを行う方の本人確認書類	こども福祉課こども福祉係 ☎ 0773-24-7011

MEMO

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出
（未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出）

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な方
	親族
必要なもの	**問合せ先**
□ 死亡診断書の写し又は戸籍抄本 （受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可） □ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し □ 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し	こども福祉課こども福祉係 ☎ 0773-24-7011

【児童が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届（又は額改定届）の提出
（未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出）

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な方
	親族
必要なもの	**問合せ先**
なし	こども福祉課こども福祉係 ☎ 0773-24-7011

8. 市営住宅に関する手続き

市営住宅に住んでいた

手続き 入居者の変更など手続き

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が市営住宅にお住いの場合、変更など手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な方
	親族
必要なもの	**問合せ先**
【名義人のみの単身世帯の場合（退去の手続き）】 ☐ 市営住宅明渡し届 ☐ 請求書（敷金がある場合） ☐ 相続人代表者指定（変更）届出書 【同居人がいる場合（同居人を新しい名義人に変更する手続き）】 ☐ 市営住宅承継承認申請書	建築住宅課住宅管理係 ☎ 0773-24-7053 FAX 0773-23-6537 E-mail kentiku@city.fukuchiyama.lg.jp

MEMO

9. 農地・森林に関する手続き

農地を所有していた

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が農地を所有していた場合、農地の相続登記が完了したら、農地が所在する農業委員会事務局へ届出が必要です。	速やかに **手続き可能な方** どなたでも可
必要なもの	**問合せ先**
□ 農地法第3条の3第1項の規定による届出書	農業委員会事務局 ☎ 0773-24-7046

森林の土地を所有していた

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が森林の土地を所有していた場合、森林の土地を相続する方は、森林の土地の所有者届出が必要です。	亡くなられた日から90日以内。 **手続き可能な方** どなたでも可
必要なもの	**問合せ先**
□ 森林の土地の所有者届出書 □ 相続した森林の土地の位置を示す図面 □ 相続した森林の土地の登記事項証明書など相続したことが分かる書類	農林整備課森林経営係 ☎ 0773-24-7081

10. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き① 名義変更又は閉栓手続き、世帯人数の変更手続き

手続き詳細	期　限
上下水道の使用名義人が亡くなられた場合は、名義変更又は閉栓の手続きが必要です。 又、井戸水を使用しており、公共下水道に接続されている世帯（下水道使用料をお支払いの世帯）の方が亡くなられた場合、世帯人数の変更手続きが必要です。 【手続き方法】 申込書を直接又は郵送・FAX・メールにて提出いただくか、Web申込画面からお申し込みください。 ※井戸水にかかる手続きについては、FAX及びWebでの受付はしていません。	速やかに **手続き可能な方** 親族又は同居者が望ましい
必要なもの	**問合せ先**
□ 水道使用事項変更届（名義変更の場合） □ 水道開閉栓申込書（水道を止める場合） □ 井戸水等使用届兼使用水量認定申請書（世帯人数が変更する場合）	上下水道お客様センター ☎ 0773-22-6500

手続き② 支払方法の変更手続き

手続き詳細	期　限
これまでの支払い方法を変更される場合は、支払方法の変更の手続きが必要です。 【手続き方法】 納付書でお支払いされる場合は、申込書を直接又は郵送・FAX・メールにて提出いただくか、Web申込画面からお申し込みください。	速やかに **手続き可能な方** 親族又は同居者が望ましい
必要なもの	**問合せ先**
□ 水道使用事項変更届（納付書で支払う場合） 【手続き先】 上下水道お客様センター □ 口座振替依頼書（別の口座から支払う場合） 【手続き先】 福知山市内の金融機関	上下水道お客様センター ☎ 0773-22-6500

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項　目	期　日	備　考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険資格確認書等やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、基礎年金番号通知書、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、振込先口座番号など 【手続き先】 故人の勤務先を所管する年金事務所

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

<table>
<tr><th>項　目</th><th>期　日</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>個人事業者の死亡届出書</td><td rowspan="2">速やかに</td><td rowspan="5">税務署に提出します。

福知山税務署
☎ 0773-22-3121</td></tr>
<tr><td>事業廃止届出書</td></tr>
<tr><td>個人事業の
開業・廃業など届出書</td><td rowspan="2">1 か月以内</td></tr>
<tr><td>給与支払事務所などの
開設・移転・廃止届出書</td></tr>
<tr><td>所得税の青色申告の
取りやめ届出書</td><td>青色申告を取りやめようとする
年の翌年 3 月 15 日まで</td></tr>
</table>

MEMO

市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	☑	主な手続き	問合せ先
運転免許証	□	返納手続き	福知山警察署 ☎ 0773-22-0110 京都府警察本部 運転免許試験課免許係 ☎ 075-631-5181
恩給を受給していた	□	総務省恩給相談室へお問合せください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害など受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	□	故人の住所地を管轄する健康福祉センター（保健所）へお問合せください。	中丹西保健所 ☎ 0773-22-5744
被爆者健康手帳を持っている	□		
預貯金口座など	□	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	□	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社又は代理店
損害保険など	□	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社又は代理店

該当事項	☑	主な手続き	問合せ先
国税	□	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 福知山税務署 ☎ 0773-22-3121
不動産登記	□	土地・家屋などの所有者移転（相続）登記など	京都地方法務局 福知山支局 ☎ 0773-22-3043
クレジットカード	□	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	□	契約継承、解約	
インターネット	□	名義変更、解約	
電気・ガス	□		
ケーブルテレビ	□		
NHK 受信料	□		☎ 0120-15-1515
在留カード又は特定在留カード	□	返納手続き	出入国在留管理庁 ☎ 045-370-9755

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問合せいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

☑	項　目	期　日	備　考
□	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
□	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
□	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
□	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。又、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
□	遺産分割協議 （協議書の作成）		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
□	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

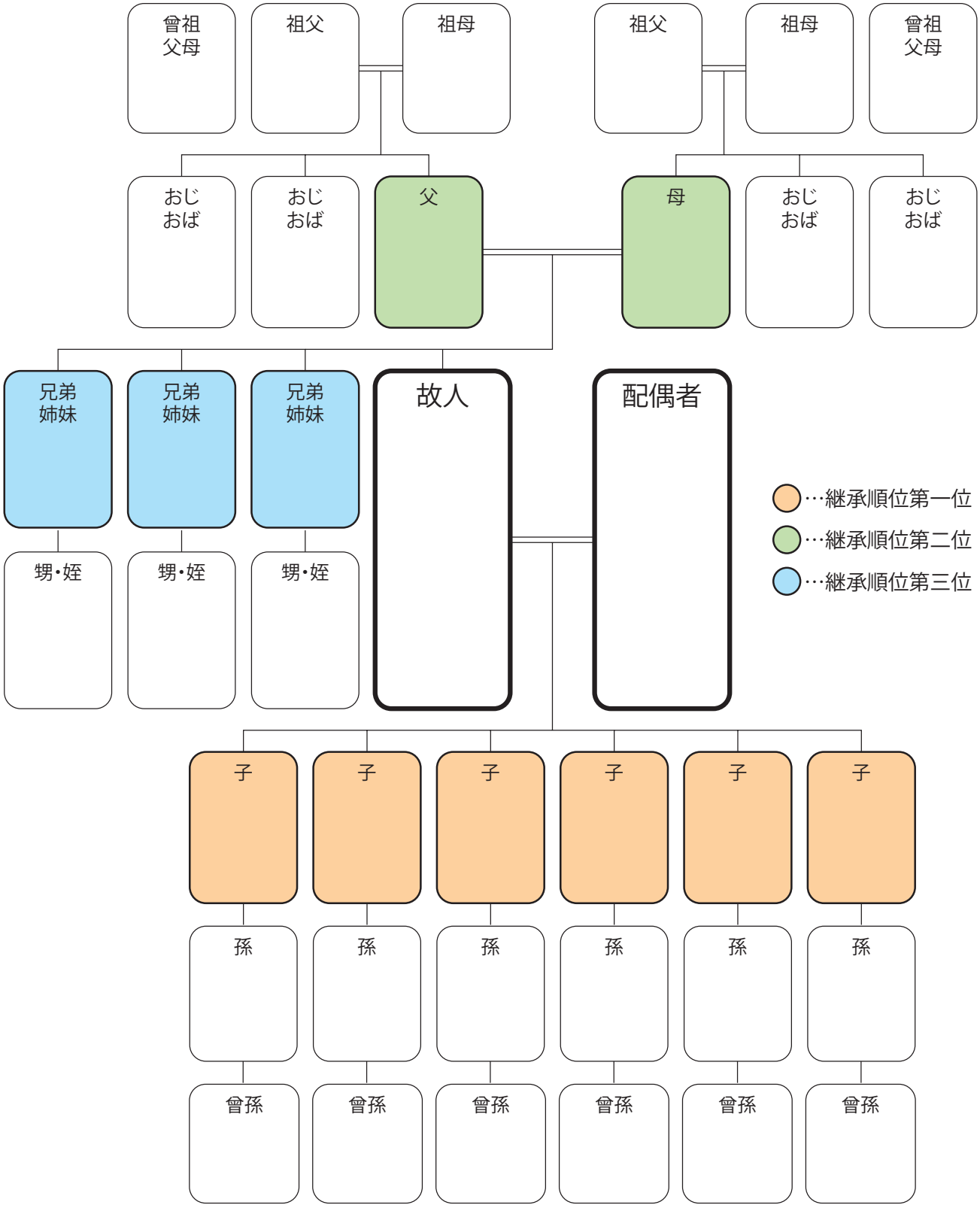
☑	項　目	期　日	備　考
□	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなられた日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
□	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円 ＋ 600万円 × 法定相続人の数

相続に関する専門相談について

相続に関しては、専門的な知識が必要となる場合がありますので、市役所で実施している以下の無料専門相談をご利用ください。

相　談	実施日	場　所	問合せ先
弁護士法律相談	原則毎月 最終金曜日	市役所１階 市民相談室	市民相談室 ☎ 0773-24-7027
司法書士 法律・登記相談	原則毎月 第２木曜日		
行政書士相談	原則毎月 第４木曜日		
税務相談	原則毎月 第３水曜日		

家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html）をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備　考
預貯金	金融機関名	支店名	金　額	備　考
その他の資産	名　称	内　容	保管場所など	備　考
借入金・ローン	借入先	金　額	返済方法	備　考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備　考
公的年金	基礎年金番号	種　類	受給金額	備　考
個人年金・企業年金	名　称	番号・記号など	受給金額	備　考
その他				

法定相続情報証明制度について

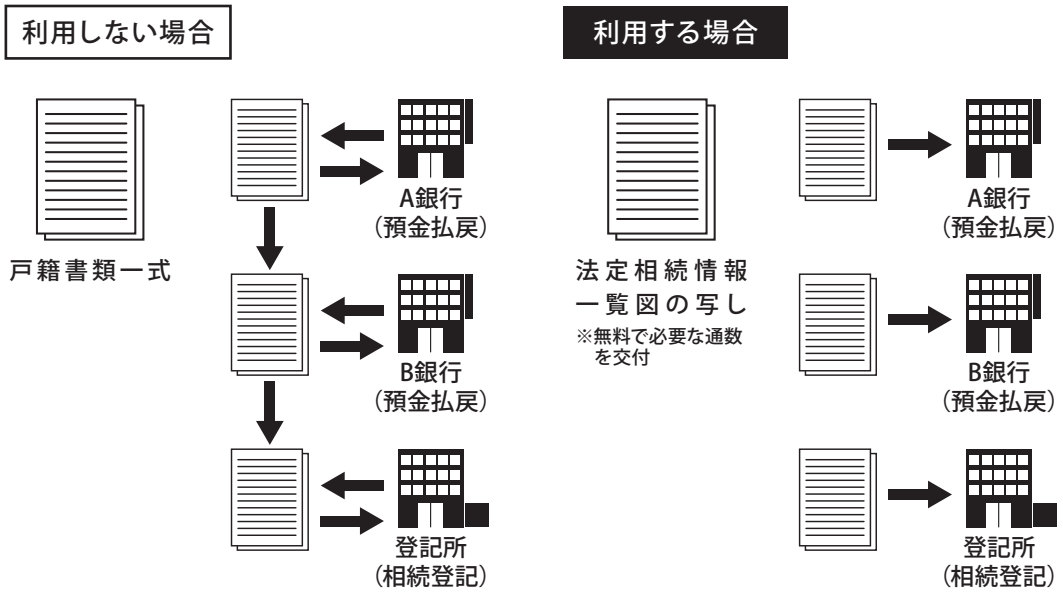
あなたの手続きを応援します！

法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

①申出（法定相続人又は代理人）

1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
2.法定相続情報一覧図を作成します。
3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。

↓

②確認・交付（登記所）

1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。

↓

③利用

各種相続手続きにお使いください。



POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ　検索

※コピーしてご使用ください。

委 任 状

代理人

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（方書・部屋番）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日 ＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿日生＿＿＿＿＿

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

［委任事項］

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　　年　　月　　日

委任者

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（方書・部屋番）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

生年月日 ＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿日生＿＿＿＿＿

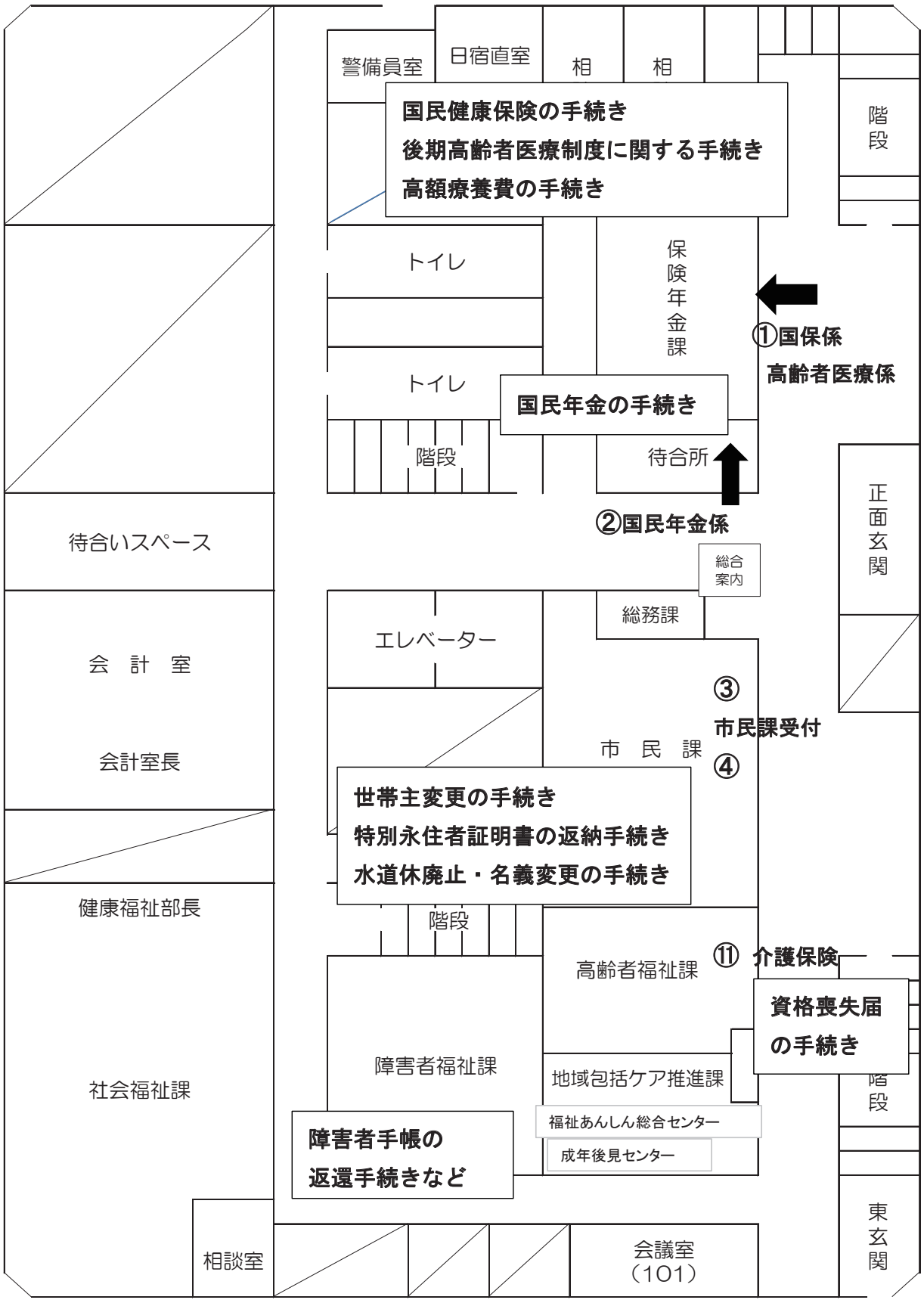
電話番号 ＿＿＿＿＿－＿＿＿＿＿－＿＿＿＿＿

（宛先）福知山市長

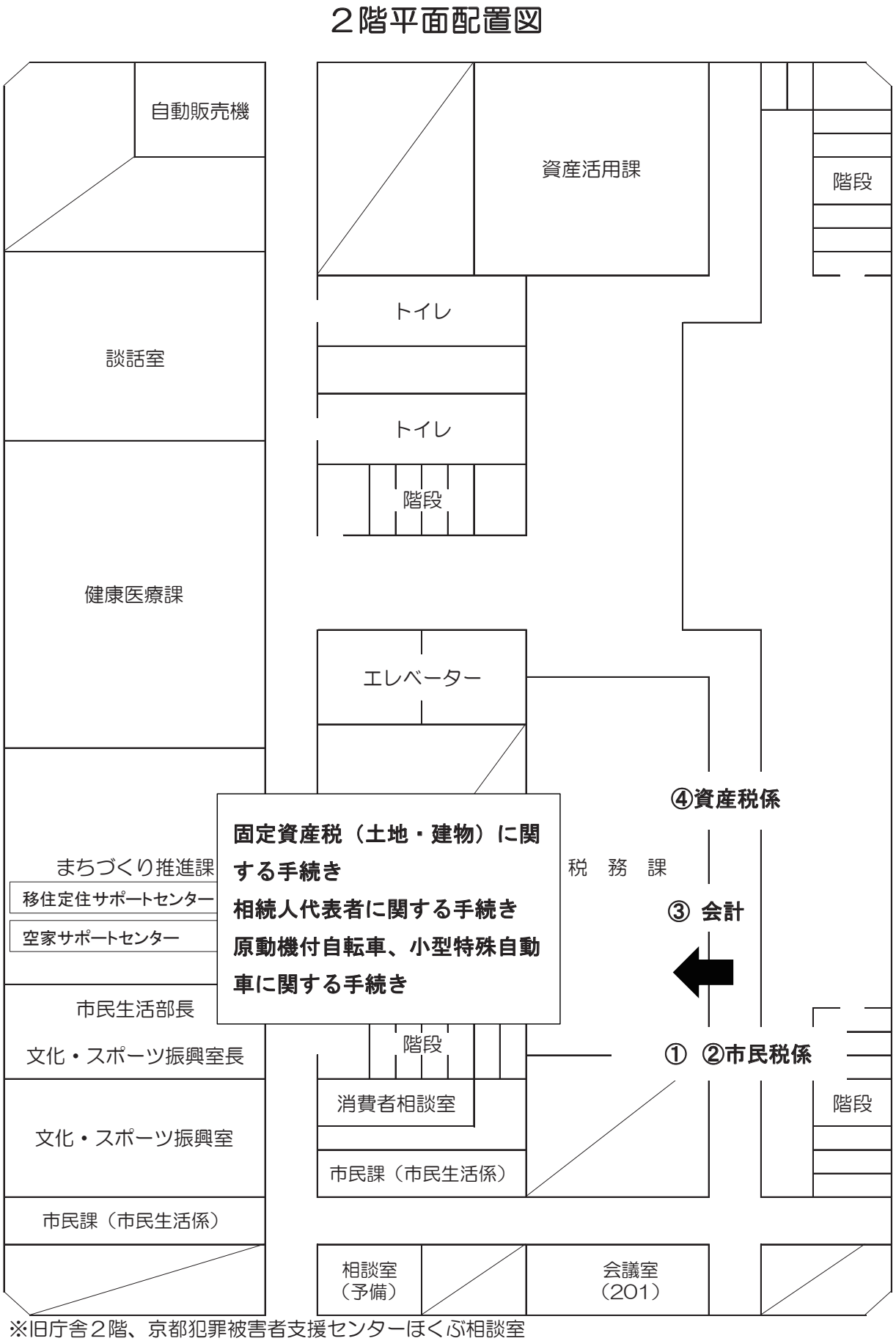
※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。
（例）〇山〇子の世帯全員の住民票（続柄・本籍記載のもの）を1通取得すること
※日付を必ず記載してください。
※委任者本人が必ず署名してください。

庁舎案内図（本庁舎１階）

１階平面配置図

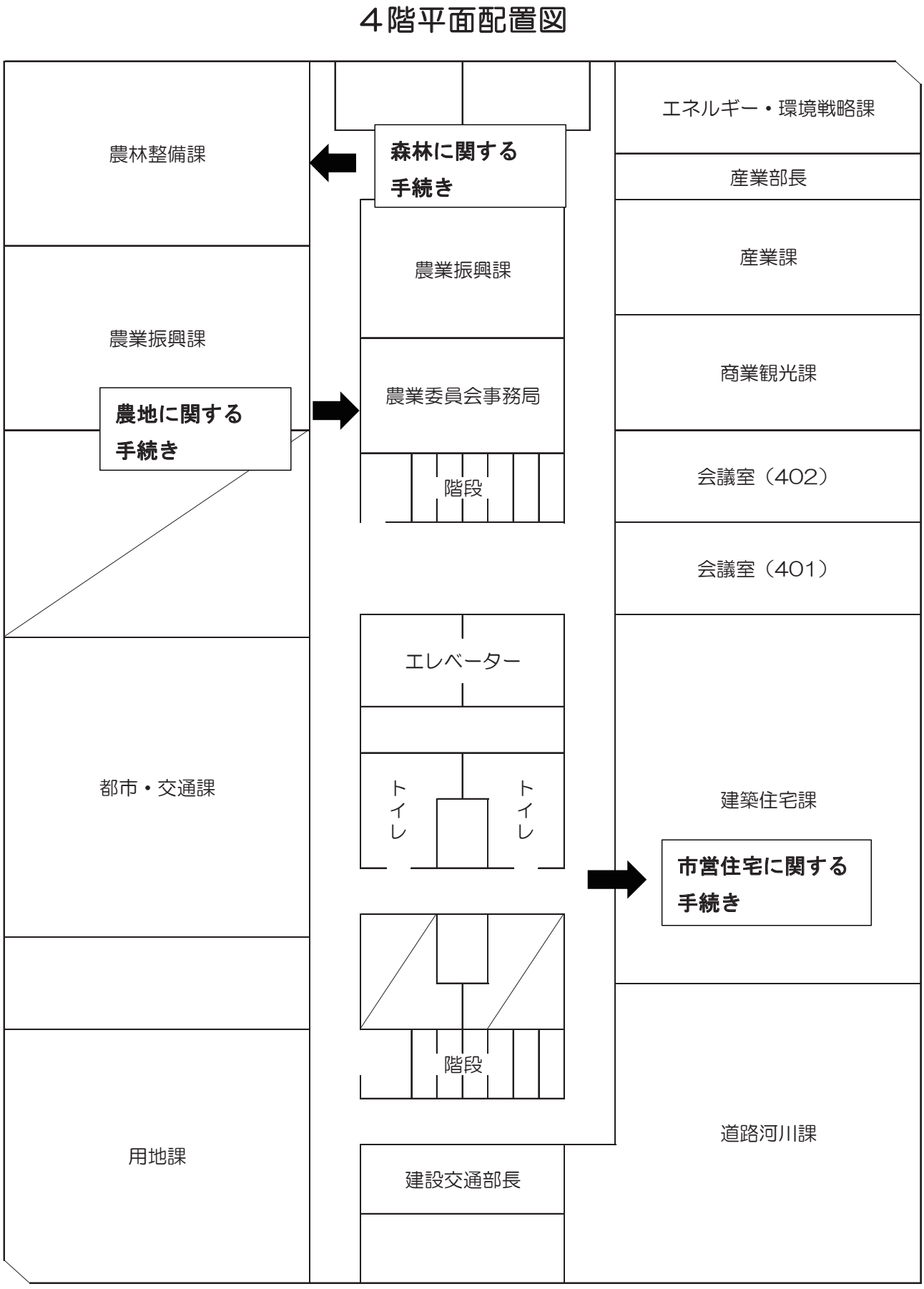


庁舎案内図（本庁舎２階）

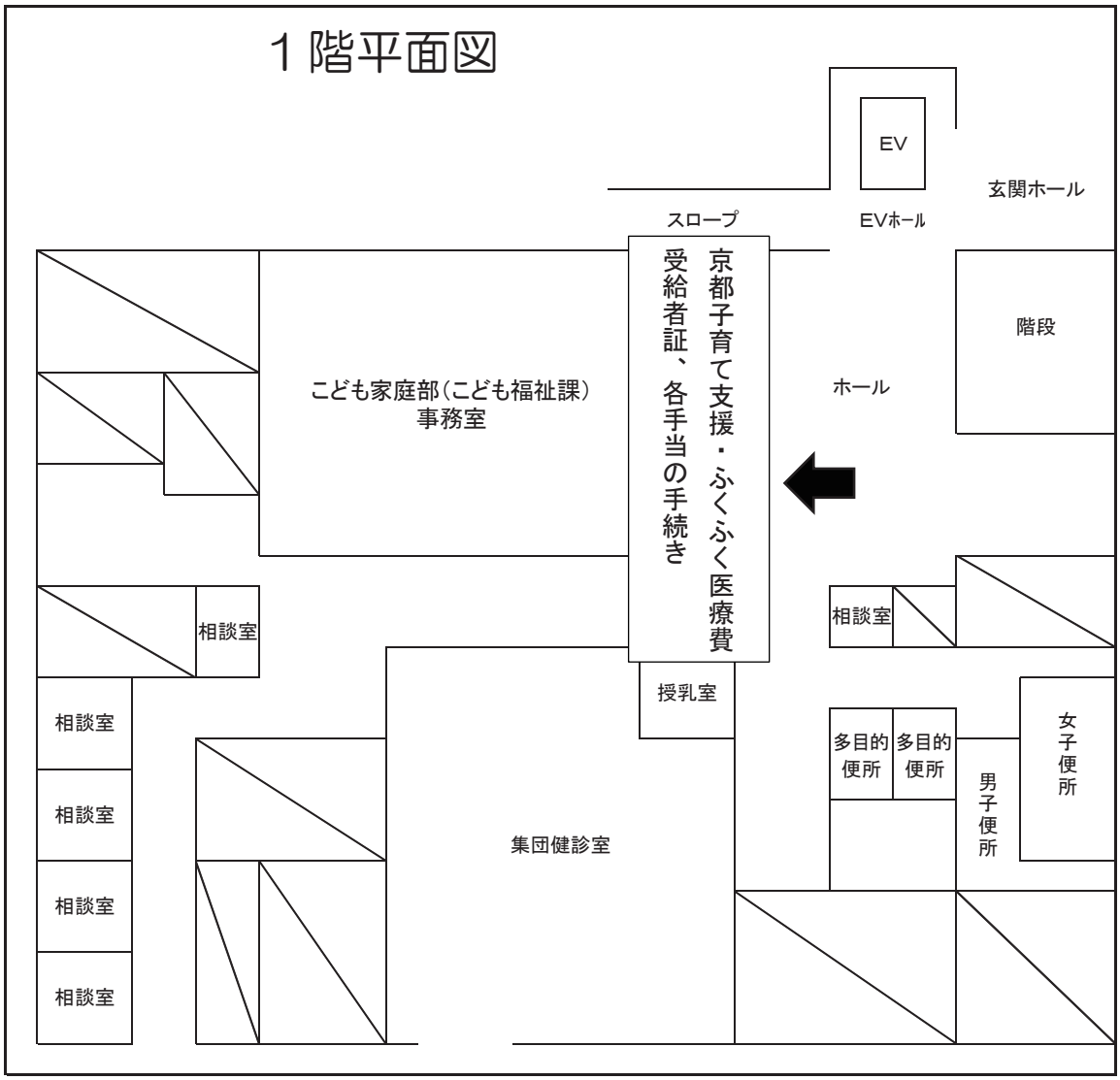


※旧庁舎２階、京都犯罪被害者支援センターほくぶ相談室

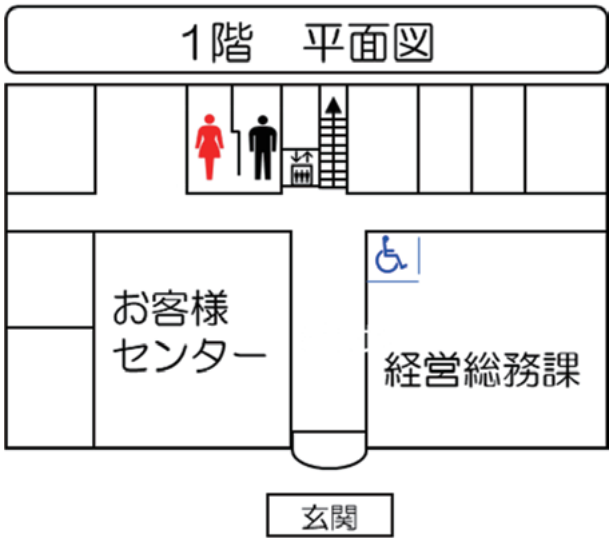
庁舎案内図（本庁舎４階）


４階平面配置図
農林整備課
森林に関する
手続き
エネルギー・環境戦略課
産業部長
農業振興課
産業課
農業振興課
農業委員会事務局
商業観光課
農地に関する
手続き
階段
会議室（402）
会議室（401）
エレベーター
都市・交通課
トイレ
トイレ
建築住宅課
市営住宅に関する
手続き
階段
道路河川課
用地課
建設交通部長

庁舎案内図（ハピネスふくちやま１階　市役所の西隣）



庁舎案内図（上下水道部庁舎１階）



MEMO

発　　行　福知山市役所
編集／制作　株式会社鎌倉新書
発 行 年　2026年11月